

補助金(全般)に関するQ&A

No.	質問内容	回 答
1	愛媛県外に本社がある事業者の場合、補助事業を行う(設備を導入する)事業所が県内に立地していれば、補助対象となるか。	対象となります。
2	前回の脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金を受けた事業者が、新たに別の設備を導入する場合、今回補助金の対象となるか。	対象となります。 (対象例) 前回:空調設備を更新 → 今回:LEDを整備 前回:事業所の1階の空調設備を更新 → 今回:事業所の2階の空調設備を更新 前回:A工場(松山)の空調設備を更新 → 今回:B工場(今治)の空調設備を更新
3	複数の県内事業所に設備を導入する場合、合わせて申請を行えるのか。	お見込みのとおりです。事業計画書の「補助事業の実施場所」に、対象となる事業所を記載ください。なお、同一法人・事業者が今回の公募で複数申込を行うことはできません。
4	会社以外も対象となるのか。	会社以外も、工業法人、中小企業組合、医療法人、社会福祉法人、学校法人及び個人事業主は対象となります。
5	機械設備の更新にあたって、工事費は対象となるのか。	本事業を実施するにあたって直接必要な配管、配電等の工事に要する経費は対象となります。 ※本事業で購入する機械設備等の設置と一体で捉えられるものに限りです。建屋の建設や外構工事に係る経費等は含みません。 ※既存の機械設備の撤去に関する費用は補助対象となりますが、既存の機械設備の廃棄に関する費用は補助対象外となります。
6	国又は県等が実施する他の補助事業との併用は可能か。	国及び県等が実施する他の補助事業と重複する事業は補助対象となりません。
7	電動車は補助対象となるのか。	電動車は補助対象となりません。
8	自社のCO2排出量はどのように算定すればよいのか。	請求書等により、自社の電気、灯油、A重油等のエネルギー使用量をご確認いただき、事業計画書【別紙1-2】のエネルギー使用量欄に数値をご記入ください。自動計算でCO2排出量が算定できる様式になっています。 ご不明な点は、環境・ゼロカーボン推進課までお問合せください。
9	省エネルギー設備のみの申請は可能か。	可能です。
10	創エネルギー設備(太陽光発電設備等)・蓄エネルギー設備(蓄電設備)のみの申請は可能か。	創エネルギー設備(太陽光発電設備等)・蓄エネルギー設備(蓄電設備)のみの申請は、対象外ですので、省エネルギー設備の設備投資と組み合わせてください。 この場合、省エネルギー設備の補助対象経費(税抜き)が、100万円以上である必要があります。
11	申請する事業費の下限はあるか。	補助金額が200万円以上(補助対象経費が400万円(税抜き)以上)の申請が、対象となります。
12	補助事業で設置する太陽光発電設備による売電は可能か。	太陽光発電設備は、自己消費型が補助対象となるため、売電を行う設備導入は補助対象外です。

補助金(全般)に関するQ&A

No.	質問内容	回 答
13	太陽光発電設備の導入にあたり、PPAやリースは可能か。	太陽光発電設備は、自己所有型が補助対象となるため、PPAやリースは補助対象外です。
14	複数の申込者において、CO2削減量が同等の場合、ひめボス宣言事業所認証制度又はパートナーシップ構築宣言に登録している申込者を優先的に採択とはどのような考え方か。	本事業ではCO2削減量の大きなものから優先的に採択しますが、CO2削減量が同等の複数申込者が審査のボーダーラインで並ぶ場合(小数点を切り捨てた数値で判断)、ひめボス宣言事業所認証制度又はパートナーシップ構築宣言に登録している申込者を優先的に採択します。
15	CO2削減量の計算にあたり、R6年に改装のため、事業所を一時休止していた場合は、排出量をどのように比較するのか。	やむを得ない事情がありR6年と比較できない場合は、直近のR5年における排出量と比較してください。
16	県税等の未納がないことの証明とはどこで取得できるのか。	所管の県地方局(支局)にて交付請求することができます。 なお、県地方局で発行する納税証明書のうち、「県税等の未納がないことの証明」を取得してください。詳細は下記の愛媛県ホームページをご参考になさってください。 https://www.pref.ehime.jp/page/1680.html
17	申請に必要な書類である登記事項証明書は何を取得すればよいか。	「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」のいずれかを取得してください。
18	採択された後、すぐに補助事業を開始してよいのか。	事業が補助対象となるには、採択後に交付申請手続きを行い、交付決定を受けた(交付決定日)以降に開始する必要があります。
19	既存機器・設備の消費エネルギーはどのように算出すればいいか。	設備の個別メーターの値、カタログ、仕様などから算出し、算出に使用する各数値の根拠となる資料を添付してください。
20	該当の機番、銘板等の写真を載せる際、既存機器が天井など高いところにあり、撮ることができないがやはり全部写真が必要か。	原則、写真は必要ですが、高所作業車がないと写真が撮影できない、もしくは撮影に危険が伴う等の特別な理由があれば、申請の段階においては写真がなくても可とします。ただし、補助対象者として採択となった場合には、機器・設備を更新(取り外し)のタイミングで写真撮影し、その写真を提出することの承諾を前提とします。 そのため、(別添1)CO2削減量計算に係る個票においては、写真添付欄に、 (1)撮影ができないその理由 (2)補助事業実施の際には取り外した機器・設備を撮影し提出する旨を記載してください。また、上記の場合でも外観写真は遠方からでもいいので撮影することとさせていただきます。